

放射性セシウムに汚染された稲わら等を給与された可能性のある牛の肉の出荷状況

---

○ 全国の流通状況(H23.11.22現在)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 出荷頭数      | 5,217頭(15県) |
| 2 基準値を超えた頭数 | 115頭        |
| 3 基準値未満の頭数  | 1,284頭      |

○ 愛媛県の流通状況(H24.1.13現在)

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 1 流通頭数               | 123頭(8県)           |
| 2 基準値を超えた牛(県内販売・消費分) |                    |
| ① 頭数                 | 7頭(左記以外の2頭は販売実績無し) |
| ② 重量                 | 147 kg             |
| ③ 検査結果               | 610 ~ 2400Bq/kg    |

\* 暫定規制値 500 Bq/kg

放射性セシウムに汚染された稲わら等を給与された可能性のある牛の肉の出荷状況

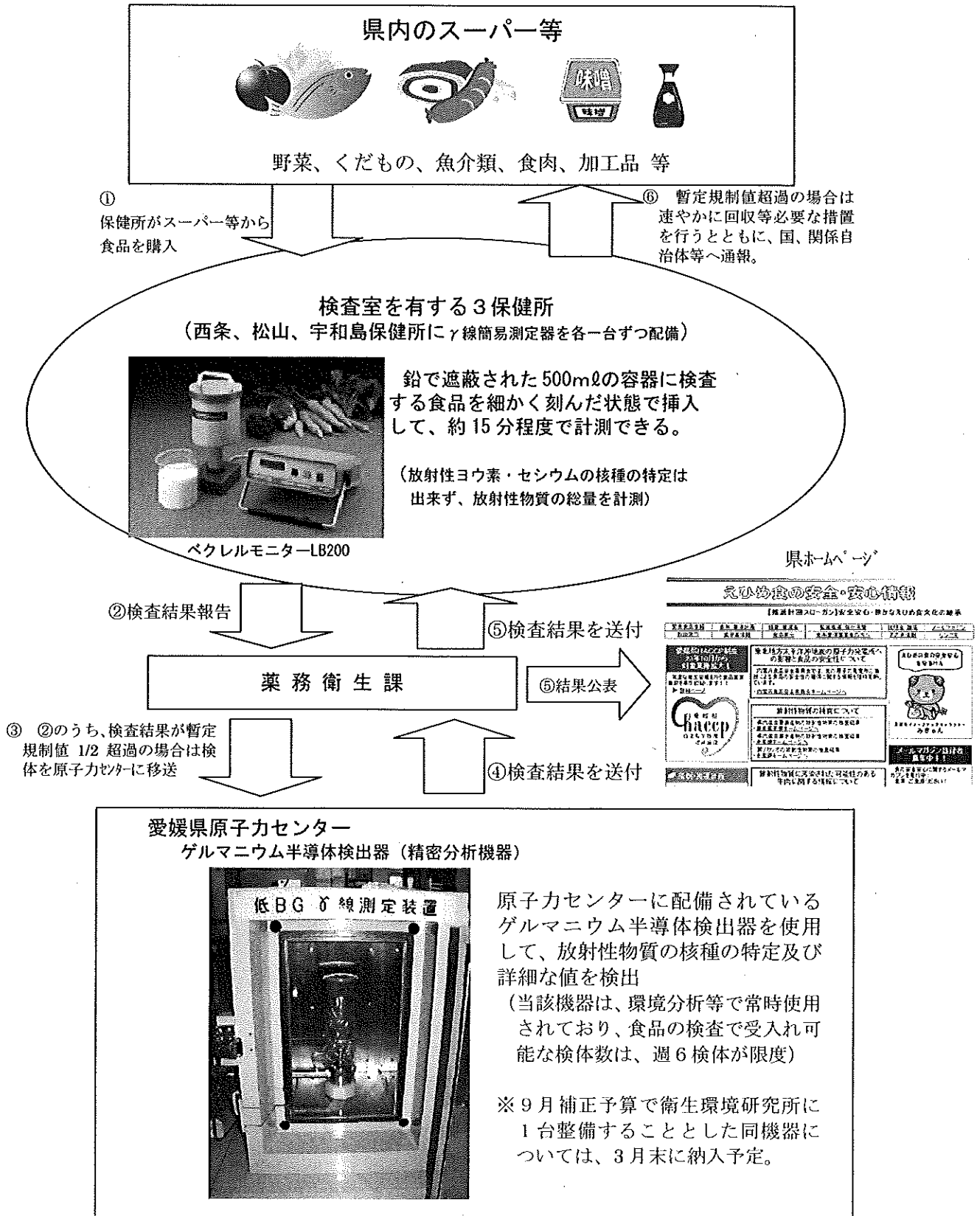
出荷した自治体名	全国の流通状況(11.22現在)				愛知県の流通状況(24.1.13現在)				備考	
	放射性セシウム検査結果		流通・販売状況		放射性セシウム検査結果		規制値未済			
	出荷頭数	規制値以上	規制値未満	頭数	重量(kg)	最終販売 施設数		規制値以上		規制値未満
所相馬市	11	11	0							
南相馬市(上記と同じ農場)	6	6	0	1	17.6	1	1(1)		1,998ペクレル/kg、17.6kg県内販売なし(徳島県・高知市)	
浅川町	42	12	14	3	80.3	4	1(1)	2	610ペクレル/kg、変肉販売店 24.6kg全量保管、返品	
福島県 郡山市、喜多方市、相馬市 二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市、会津若木市	84	2	38	2	46.4	4	1		2,400ペクレル/kg、スーパー 5.7kg販売	
白河市、喜多方市	411		124	23	597.9	29		11		
須賀川市、古殿町、石川町、いわき市(空堀農産物販売所)	28	1	7	1	22.5	4	1		1,200ペクレル/kg、焼肉店3店、旅館1店 21.16kg消費	
二本松市、須賀川市、田村市、石川町、古殿町、平田村、藪川村	272	1	31	2	31.2	6				
汚染輸入飼料牛	13									
	229	12	6	2	50.1	3				
小計	1,096	45	220	34	846.0		4(2)	13		
北海道	15		7							
岩手県	531	15	140	23	675.9	33	2	7	980ペクレル/kg、焼肉店 4.6kg消費 830ペクレル/kg、スーパー 97.4kg消費	
宮城県	2,110	44	411	49	592.9	61	3	9	820ペクレル/kg、飲食店 5.2kg消費 830ペクレル/kg、焼肉店 9.1kg消費 841ペクレル/kg、個人 7.0kg消費	
秋田県	35	2	7							
山形県	98	2	52							
茨城県	78		43	2	29.3	2		1		
栃木県	206	7	50	8	185.9	12		4		
埼玉県	2		2							
新潟県	131		59	2	48.9					
群馬県	355	12	12	2	37.9	2		2		
岐阜県	170		133							
静岡県	148		75	3	94.6	21				
三重県	68		27							
鳥取県	174		46							
小計	4,121	70	1,064	89	1,665.4		5	23		
総計	5,217	115	1,284	123	2,511.4	155店舗	9(2)	36	規制値超過の牛肉 189.36kg(42.2kg)	

※放射性セシウムの暫定規制値:500ペクレル/kg  
\*( )は、県内において販売のない頭数・重量を再掲

流通食品等のスクリーニング検査イメージ図

県内流通食品の安全性を確保するため、スーパー等から食品を購入し簡易検査機器によるスクリーニング検査を実施。

- 実施機関 3 保健所（簡易測定器が整備された西条・松山・宇和島保健所）
- 検査期間 平成 24 年 2 月 6 日（月）～ 3 月 23 日（金）



流通食品等の放射性物質検査イメージ図 (H24. 4月～)

県内流通食品の安全性を確保するため、保健所が食品を収去し簡易検査機器や精密分析機器を活用した検査を実施。

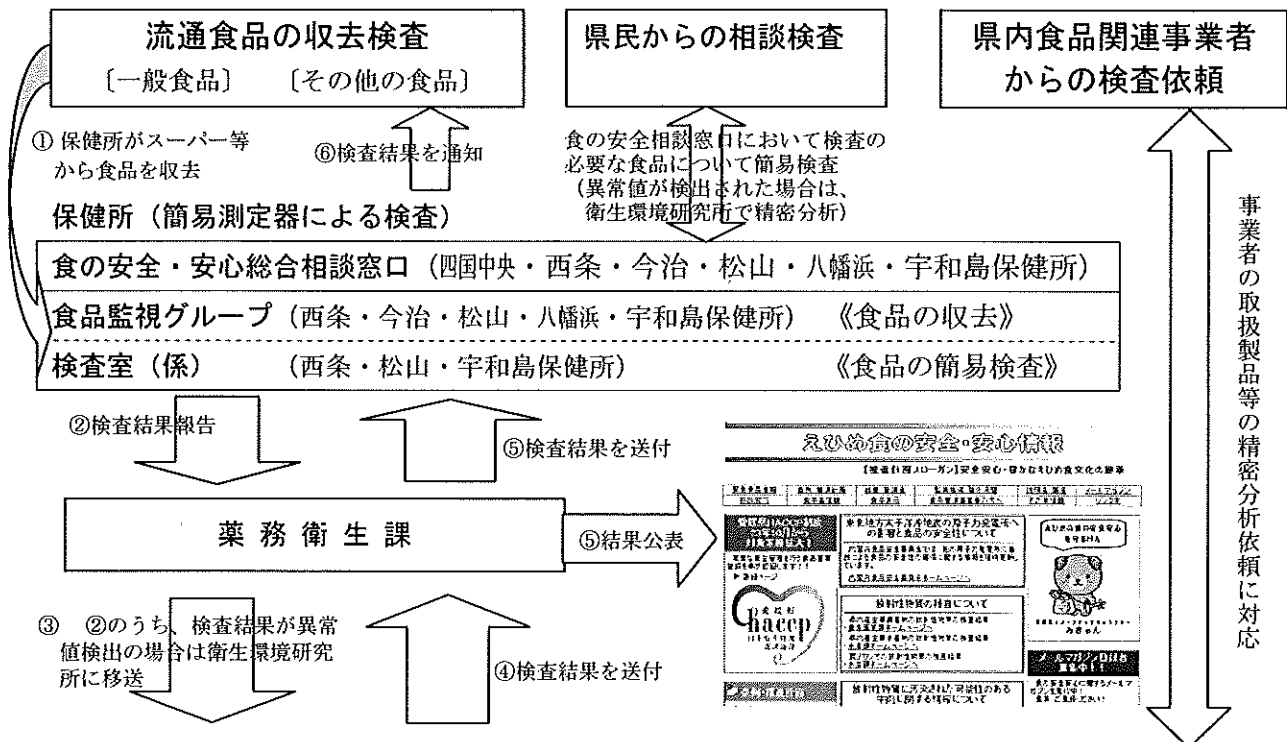
○ 実施機関

- I 行政検査：5保健所（西条・今治・松山・八幡浜・宇和島保健所）、衛生環境研究所
- II 相談検査：6保健所（四国中央・西条・今治・松山・八幡浜・宇和島保健所）、衛生環境研究所
- III 委託検査：衛生環境研究所

I 行政検査

II 相談検査

III 委託検査



衛生環境研究所（精密分析機器による検査）

ゲルマニウム半導体検出器



I 行政検査

保健所の簡易検査で異常値が検出されたものの精密分析

II 相談検査

食の安全安心総合相談窓口における簡易検査で異常値が検出されたものの精密分析

※食品の基準値超過の場合は速やかに回収等必要な措置を行うとともに、国、関係自治体等へ通報。

III 委託検査

食品関連事業者等が自社製品等の放射性物質精密分析の検査依頼に対応

# ■食品の新たな基準値の設定について

## 1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

## 2. 基準値の見直しの内容

(新基準値は平成24年4月施行予定。一物品目については経過措置を適用。)

### ○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

### ○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定



Ministry of Health, Labour and Welfare

# ■食品区分の範囲について

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	①すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値(10 Bq/kg)を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘	○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料
一般食品	以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合	○上記以外の食品



Ministry of Health, Labour and Welfare

# ■ 経過措置の設定について

資料6

- 現在の暫定規制値に適合する食品については、安全は確保されていることから、新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないよう、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。
- 経過措置の対象となる食品については、消費者及び生産者に経過措置の対象となった理由と安全性について、丁寧に説明、周知を行う。

## 原料

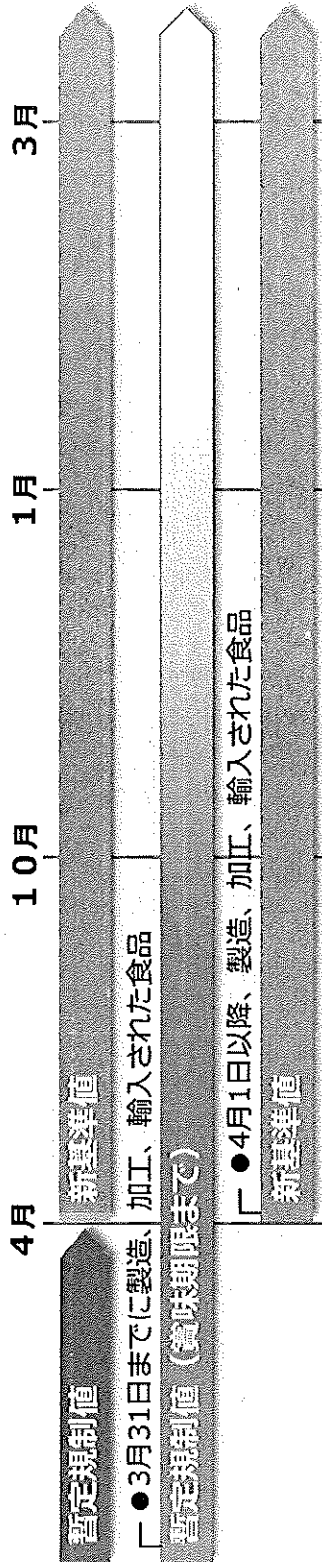
### 製造・加工食品の経過措置

<経過措置の対象とする食品>



#### 米・牛肉

米、牛肉を原料に製造・加工、輸入された食品の経過措置



#### 暫定規制値（9月30日まで経過措置）

● 9月30日までに製造、加工、輸入された食品

#### 暫定規制値（賞味期限まで）

● 10月1日以降、製造、加工、輸入された食品

#### 暫定規制値（12月31日まで経過措置）

● 12月31日までに製造、加工、輸入された食品

#### 暫定規制値（賞味期限まで）

● 1月1日以降、製造、加工、輸入された食品



#### 大豆

大豆を原料に製造・加工、輸入された食品の経過措置

資料10

